

令和8年度 市立札幌豊明高等支援学校及び市立札幌みなみの杜高等支援学校 入学者募集要領

1 学校名、募集学科及び募集人員

学校名	学科名	職業学科					普通科 (職業コース)	合計
		流通 サービス科	クリーン サービス科	リサイクル サービス科	工芸もの づくり科	服飾もの づくり科		
市立札幌豊明高等支援学校		8人	16人	8人	8人	8人		48人
市立札幌みなみの杜 高等支援学校							56人	56人

2 出願資格

出願することのできる者は、知的障がいがあり※、かつ、次の(1)及び(2)に該当する者とする。

- (1) 令和8年度札幌市立特別支援学校高等部生徒募集要項3出願資格(1)に該当する者。
- (2) 札幌市立特別支援学校学則第10条の規定に基づき、自宅通学が可能な者であって、保護者が札幌市に居住している者

※ 「知的障がいがあり」とは、「医師の診断がある、又は、公的な専門機関において知能検査の結果や社会生活へ適応の困難性などから知的障がいと判断される」「知的障がい特別支援学級に在籍している」「療育手帳を取得している（合格者発表前日までの取得見込みを含む。）」のいずれかに該当する者である。

3 出願できる学校等

- (1) 出願できる学校は「1 学校名、募集学科及び募集人員」の表に示した学校及び道立特別支援学校高等部（知的障害）のうち1校とする。
- (2) 市立札幌豊明高等支援学校に出願する者は、当該学校に設置されている全ての学科に出願することができる。なお、希望する学科のうち第1志望から順に第5志望まで出願することができる。
- (3) 「1 学校名、募集学科及び募集人員」の表に示した学校は、下記【参考】の職業学科を設置する学校に該当し、卒業後の自立に向けて、勤労の体験を豊かにし、その意義を理解するとともに、職業自立及び社会自立などに必要な基礎的・基本的な能力を高め、実践的な態度を育成する。

市立札幌豊明高等支援学校では、各学科の特色を生かした、実践的・体験的な作業学習等を中心に指導を行う。

市立札幌みなみの杜高等支援学校では、1学年に各職業コースを幅広く経験し、その後、自己選択・自己決定した職業コースでの実習等を中心に指導を行う。

【参考】

学科区分		主な教育内容等
職業学科を設置する学校	職業学科	<ul style="list-style-type: none">・卒業後の自立（職業自立、社会自立）に必要な知識や技能、態度の習得を目指します。・作業学習等を中心とした学習を行います。
	普通科	<ul style="list-style-type: none">・卒業後の自立（職業自立、社会自立）に必要な知識や技能の習得を目指します。・知的障害特別支援学校の教科別の指導や就業体験、ボランティア活動、社会体験活動等の体験的な学習を行います。
普通科のみを設置する学校		<ul style="list-style-type: none">・保護者や地域の人々等の支援を受けながら、社会参加に必要な知識や技能、態度の習得を目指します。・基本的な生活習慣の向上を図るために必要な学習を行います。

4 出願手続等

- (1) 出願者の手続

出願者は、出願先の特別支援学校のウェブページから次の書類をダウンロードし、作成の上、現に在学し又は卒業した(修了した場合を含む。)特別支援学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(以下「在学校等」という。)の校長を経由して、出願先の校長に提出すること。

ただし、令和8年度札幌市立特別支援学校高等部生徒募集要項3出願資格(1)の(ウ)から(キ)までのいづれかに該当する場合は、直接出願先の校長に提出すること。

ア 入学願書(市立札幌豊明高等支援学校及び市立札幌みなみの杜高等支援学校の独自様式)

イ 本人確認票(別記様式1)

ウ 自己推薦書(別記様式7)

(2) 在学校等の校長の手続

在学校等の校長は、出願先の校長に出願者の入学願書及び本人確認票等を送付するときは、併せて、次の書類を作成し、指定した期日までに提出すること。

なお、出願書類は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラス(配達状況を確認でき、対面受け取りができる方法)により郵送するか又は持参すること。

ア 個人調査書(別記様式2)

イ 特別支援学校高等部(知的障害)入学者選考 出願者一覧表(別記様式4)

ウ 出願事情説明書(別記様式8)※札幌市外から出願する場合のみ

(3) 出願先の校長の手続

出願先の校長は、入学願書を受け付けたときは、「6 出願変更」の(1)出願変更の受付期間の経過後、速やかに選考検査の会場、日程、注意事項等を記載した受検票(別記様式5)を作成し、在学校等の校長を経由して、出願者に交付すること。

ただし、出願者が令和8年度札幌市立特別支援学校高等部生徒募集要項3出願資格(1)の(ウ)から(キ)までのいづれかに該当する場合は、直接当該出願者に交付すること。

(4) 特別な配慮や合理的配慮を必要とする者の手続

ア 特別な配慮(怪我など一時的な疾患により、検査上の配慮が必要な場合で、疾患の悪化等を防止するための配慮)又は合理的配慮(障がいのある者が、障がいのない者と機会均等を図るための変更や調整で、均衡を失したり、過度の負担を課さないもの)を必要とする出願者は、必要とする配慮の内容や中学校で実施している配慮事項を、在学校等を経由して、出願先の校長に申請書(任意様式)にて申し出ること。

ただし、令和8年度札幌市立特別支援学校高等部生徒募集要項3出願資格(1)の(ウ)から(キ)までのいづれかに該当する者は、直接出願先の校長に提出すること。

イ 出願先の校長は、在学校等の校長を通じて本人及び保護者に対応案を伝え、合意形成を図るとともに、特別な配慮や合理的配慮の内容等を整理した文書を送付すること。

ただし、令和8年度札幌市立特別支援学校高等部生徒募集要項3出願資格(1)の(ウ)から(キ)までのいづれかに該当する者は、出願先の校長と出願者との間で直接行うこと。

5 出願の受付期間

出願書類の受付期間は、令和8年(2026年)1月5日(月)から1月13日(火)正午までとする。

6 出願変更

「1 学校名、募集学科及び募集人員」の表に掲げる学校へ出願したものは、札幌市立特別支援学校高等部(知的障がい)及び道立特別支援学校高等部(知的障害)に出願先の変更を行うことができる。

(1) 出願変更の受付期間

出願変更の受付期間は、令和8年(2026年)1月15日(木)から令和8年(2026年)1月21日(水)正午までとする。

(2) 出願変更の手続

出願の変更をしようとする者は、在学校等の校長を経由して当初の出願先の校長に、出願変更届(別記様式6)を一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。ただし、令和8年度札幌市立特別支援学校高等部生徒募集要項3出願資格(1)の(ウ)から(キ)までのいづれかに該当する場合は、当初出願先の校長に提出すること。

また、道立特別支援学校高等部(知的障害)へ出願変更する旨の連絡を受けた「1 学校名、募集学科及び募集人員」の表に掲げる特別支援学校長は、「自己推薦書」(別記様式7)を在学校等へ一般書留、

簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。

なお、道立特別支援学校高等部（知的障害）から「1 学校名、募集学科及び募集人員」の表に掲げる特別支援学校へ出願変更する場合は、「自己推薦書」（別記様式7）を出願変更先の1表に掲げる特別支援学校の校長宛てに、令和8年（2026年）1月21日（水）正午までに在学校等から、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送するか又は持参すること。

（3）出願状況の発表

各学校の出願状況の発表期日等は、次のとおりとする。

ア 当初出願の状況

期 日	時 刻	発 表 内 容	場 所
令和8年1月15日（木）	10:00	令和8年1月13日（火） 正午までの出願状況	・「1 学校名、募集学科及び募集人員」 の表に掲げる学校ウェブページ ・北海道教育庁学校教育局特別支援教育 課ウェブページ

イ 出願変更後の状況

期 日	時 刻	発 表 内 容	場 所
令和8年1月23日（金）	10:00	令和8年1月21日（水） 正午までの出願状況	・「1 学校名、募集学科及び募集人員」 の表に掲げる学校ウェブページ ・北海道教育庁学校教育局特別支援教育 課ウェブページ

7 出願先及び受検会場

学 校 名	所 在 地・電 話 番 号
市立札幌豊明高等支援学校	〒002-8034 札幌市北区西茨戸4条1丁目1番1号 TEL (011)774-2222
市立札幌みなみの杜高等支援学校	〒005-0012 札幌市南区真駒内上町4丁目7番1号 TEL (011)596-0451

8 選考検査

（1）日時

選考検査の期日は、令和8年（2026年）1月30日（金）とする。「8 選考検査」の（2）のウ集団活動を伴う検査については令和8年（2026年）2月2日（月）に実施する。

検査時間は、出願先の校長が受検票に記載し、令和8年（2026年）1月27日（火）までに在学校等の校長を経由して出願者に交付する。

（2）検査の内容

検査の内容は、次のとおりとする。

ア 学習状況検査（40分）

- ・教室での集団受検形式
- ・生活に結び付いた内容や「言葉」「数」に関わる問題を中心に紙面で出題する検査

イ 面接（20分）

- ・個別面接形式
- ・自分自身のことや志望動機などを質問

ウ 集団活動を伴う検査（50～60分程度。出願先の学校により前後あり）

集団による活動を通して、受検者の長所などをみる。

【留意事項】

- 1 一つのグループは4～8名程度とする。
- 2 集団による活動の進め方は、次のとおりとする。
(1)検査に当たっての説明 (2)課題の提示 (3)グループによる活動 (4)振り返り
- 3 複数の検査員が各受検者の評価を行う。

（3）受検できない場合の対応

令和8年（2026年）1月30日（金）に、インフルエンザ等により検査を受検できない出願者は、令和8

年（2026年）2月5日（木）に「8 選考検査」の(2)のア～ウを実施する。その場合は、本検査と異なる問題を実施する。

また、令和8年（2026年）2月2日（月）に、インフルエンザ等により検査を受検できない出願者は、令和8年（2026年）2月5日（木）に「8 選考検査」の(2)のウを実施する。

9 選考方法

出願先の校長は、学習状況検査、面接の結果、集団活動を伴う検査及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。ただし、個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選考の資料として使用しない。

10 合格発表

特別支援学校長は、令和8年（2026年）2月12日（木）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該特別支援学校のウェブページに掲載）する。

11 入学意思の確認

- (1) 特別支援学校長は、合格者の発表後速やかに、在学校等の校長に対し、当該校の合格者の氏名を通知する。
- (2) 在学校等の校長は、合格者に対し、令和8年（2026年）2月13日（金）正午までに確実な方法により入学意思の有無を確認し、当該特別支援学校長に電話により報告すること。

12 合格者の追加

- (1) 特別支援学校長は、合格発表後、合格者からの入学しない旨の意思表示によって合格者の数が募集人員に達しないときは、特別の事情がない限り合格者の追加を行う。
なお、合格者の追加は、自校の第1次募集で合格とならなかった者の中から、志望する学科や選考検査の結果、個人調査書を総合的に評価し、行う。
- (2) 合格者の追加を行う特別支援学校長は、在学校等の校長に対し、合格者の氏名を通知する。
- (3) 在学校等の校長は、追加合格者に対し入学意思の有無を令和8年（2026年）2月13日（金）正午までに確認し、同日午後1時までに当該特別支援学校長に報告する。

13 第2次募集

- (1) 合格者の数が募集人員に満たない特別支援学校では、第2次募集を行う。
- (2) 募集人員の発表

各学校の第2次募集の募集人員の発表期日等は、次のとおりとする。

期 日	時 刻	発 表 内 容	場 所
令和8年2月17日（火）	10:00	第2次募集を行う学校、学科、募集人員、選考検査期日等	・「1 学校名、募集学科及び募集人員」の表に掲げる学校ウェブページ ・北海道教育庁学校教育局特別支援教育課ウェブページ

- (3) 出願資格

出願資格は、「2 出願資格」と同様とする。ただし、当初の入学者選考において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）の出願を認めない。

- (4) 出願できる学校等

出願できる学校は、「1 学校名、募集学科及び募集人員」の表に示した学校及び道立特別支援学校高等部（知的障害）のうち、第2次募集の人員を発表した1校とする。

- (5) 出願手続等

出願手続等は、「4 出願手続等」に定めるところによる。

- (6) 出願の受付期間

令和8年（2026年）2月17日（火）から2月25日（水）正午

- (7) 出願変更

出願者は、札幌市立特別支援学校高等部（知的障がい）及び道立特別支援学校高等部（知的障害）に出願先の変更を行うことができる。

ア 出願変更の受付期間

令和8年（2026年）2月26日（木）から3月4日（水）

イ 出願変更の手続

出願先を変更しようとする出願者は、在學校等の校長を経由して当初の出願先である學校に、出願変更届（別記様式6）を一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。

ウ 出願状況の発表

各學校の第2次募集出願状況の発表期日等は、次のとおりとする。

（ア） 当初出願の状況

期 日	時 刻	発 表 内 容	場 所
令和8年2月26日（木）	10:00	令和8年2月25日（水） 正午までの出願状況	・「1 学校名、募集学科及び募集人員」 の表に掲げる學校ウェブページ ・北海道教育厅学校教育局特別支援教育 課ウェブページ

（イ） 出願変更後の状況

期 日	時 刻	発 表 内 容	場 所
令和8年3月6日（金）	10:00	令和8年3月4日（水） 正午までの出願状況	・「1 学校名、募集学科及び募集人員」 の表に掲げる學校ウェブページ ・北海道教育厅学校教育局特別支援教育 課ウェブページ

（8） 出願先及び受検会場

「7 出願先及び受検会場」のうち、第2次募集を行う學校とする。

（9） 選考検査

ア 日時

選考検査の期日は、令和8年（2026年）3月10日（火）とする。

選考検査の時間は後日學校から通知する。

イ 検査の内容

「8 選考検査」の（2）のア及びイの検査による。ただし、当初の入学募集における受検者のうち、次の出願者は、書類選考のみとする。

（ア） 第1次募集、第2次募集とも職業学科を設置する學校に出願した者。

（イ） 第1次募集の検査で職業学科を設置する學校を受検し、第2次募集で普通科のみを設置する學校に出願した者。

（ウ） 第1次募集、第2次募集とも普通科のみを設置する學校に出願した者。

（10） 選考方法

出願先の校長は、学習状況検査、面接の結果、及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。ただし、個人調査書の内容のうち「出欠の記録」については、選考の資料として使用しない。

（11） 合格発表及び入学意思の確認

ア 特別支援校長は、令和8年（2026年）3月16日（月）午前10時に合格者の受検番号を発表（当該特別支援学校のウェブページに掲載）する。特別支援校長は、合格者の発表後速やかに、在學校等の校長に対し、当該中學校等からの受検者のうち、合格した出願者（以下「合格者」という。）の氏名を通知する。

イ 在學校等の校長は、合格者に対し、令和8年（2026年）3月17日（火）正午までに確実な方法により入学意思の有無を確認し、当該特別支援校長に電話により報告すること

（12） その他

第2次募集の合格発表後、合格者の数が募集人員に達しない特別支援学校の校長は、入学希望者（特別支援学校の第2次募集において合格とならなかった者のうち、知的障害校を希望する者に限る。）がある場合、令和8年（2026年）3月23日（月）までの間に選考の上、入学させることができる。その際「11入学意思の確認」の（1）に定めるところにより合格者に合否を伝えるとともに、在學校等の校長を通じて入学意思を確認すること。

14 札幌市外からの出願手続

(1) 出願できる場合

保護者の住所が札幌市外に在する場合で、令和8年（2026年）4月7日（火）までに札幌市内に住居を移転することが確実なとき。

(2) 出願手続

出願手続は、「4 出願手続等」に定めるところによる。また、出願事情説明書（別記様式8）を提出すること。

15 選考検査の結果の情報提供

特別支援学校長は、受検者又はその保護者の求めに応じて、選考検査の結果を情報提供できる。

(1) 情報提供対象者

受検者本人又はその代理人（法定代理人又は任意代理人）（以下「受検者等」という。）とする。

(2) 情報提供場所

受検した特別支援学校とする。

(3) 情報提供の方法

ア 情報提供を希望する受検者等は、受検した特別支援学校に口頭で申し出る。

イ 申し出のあった特別支援学校長は、情報提供の日時を定め、情報提供するために出願者ごとに作成した単票により閲覧に供する。（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(4) 情報提供の期間

令和8年（2026年）2月13日（金）から令和13年（2031年）3月31日（月）までとする。

(5) 情報提供の集中受付期間

（4）に定める期間のうち、次の期間を集中受付期間とし、窓口を設定するなどして対応する。

集中受付期間	受付時間
令和8年2月13日（金）～令和8年3月26日（木） (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	9:00～15:00

(6) 留意事項

ア 特別支援学校長は、受検票（別記様式5）、身分証明書等により、受検者本人であることを確認すること。

イ 本人の法定代理人又は任意代理人が求める場合、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第3項に掲げる書類（戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類）により確認すること。また、運転免許証等の本人確認書類により、代理人本人であることを確認すること。

16 その他

職業学科を設置する市立札幌豊明高等支援学校においては、選考検査日である令和8年（2026年）1月30日（金）に保護者面談を実施する。ただし、選考の資料としては使用しない。第2次募集に出願した者のうち第1次募集の選考検査を受けていない者は、第2次募集の選考検査日である令和8年（2026年）3月10日（火）において保護者面談を実施する。

なお、普通科職業コースを設置する市立札幌みなみの杜高等支援学校においては、保護者面談を実施しない。